

(様式第1号)

令和4年度第1回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	令和4年7月6日(水) 午後3時00分～午後4時30分
場 所	芦屋市霊園管理棟1階 会議室
出 席 者	・定雪委員長 ・青木委員 ・里村委員 ・花木委員 ・守上委員 ・天井委員 ・法兼委員 ・大上委員
事 務 局	市民生活部環境課 富松課長・谷川主査
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍 聴 者 数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 報告事項

- (1) 令和3年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果
- (2) 令和3年度 芦屋市霊園合葬式墓地使用者募集結果

2 議題

《諮問事項》

- (1) 12㎡未満の墓地について(案)

《募集日程について》

- (1) 12㎡未満の墓地の申込みから使用許可までの手続きの流れ

3 その他

4 提出資料

委員会資料

5 審議経過

〈事務局：富松〉

ただ今から、芦屋市霊園使用者選考委員会を開催いたします。
ご協力よろしくお願ひいたします。

〈事務局：富松〉 (委嘱状・任命書交付)

本来ならば市長から委嘱すべきところですが、公務のため出席できておりません。簡略しましてお手元に置かせていただいております。引き続きまして、市民生活部長大上よりご挨拶申し上げます。

〈大上部長〉 (あいさつ)

〈事務局：富松〉

委員並びに事務局の職員の紹介を行います。

〈各委員〉 自己紹介

〈事務局〉 自己紹介

〈事務局：富松〉

任期は2年間となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〈事務局：富松〉

それでは次に、委員長を選出します。芦屋市霊園使用者選考委員会規則第2条第2項の規定に基づきまして、委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

〈委員一同〉 ー推薦・立候補なしー

〈事務局：富松〉

候補がおられないようですので、事務局から委員長を提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈委員一同〉 ー異議なしー

〈事務局：富松〉

それでは、事務局といたしましては、定雪委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員一同〉 ー異議なしー

〈事務局：富松〉

ありがとうございます。それでは、委員長には定雪委員をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、定雪委員長にはお席の移動をお願いします。

〈定雪委員長〉 ー委員長席へ移動ー

〈事務局：富松〉

委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

〈定雪委員長〉 (あいさつ)

〈事務局：富松〉

本日は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づきまして、本年度の芦屋市霊園使用者募集に際しまして、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものでございます。定雪委員長のお席に諮問書の正本を、各委員のお手元にはその写しを配布させていただいておりますので、ご確認ください。それでは委員長、議事の進行をよろしく願いし

ます。

〈定雪委員長〉

ただいまから議事に入らせていただきますが、その前に選考委員会規則の第2条第4項に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する」ということになっておりますので、この規定に基づきまして、大上委員を委員長の職務を代理する者として指名をさせていただきますと思います。いかがでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし—

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。それでは、委員長の職務代理に大上委員を指名させていただきます。また、随時に芦屋市霊園使用者選考委員会が市長から諮問を受ける場合、この使用者選考委員会の開催が時間的に困難で、かつ諮問の内容が芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例等の関係法令に準じて判断が可能な場合、あるいは社会通念上妥当だと判断できる事案については、常に連絡が取りやすい大上委員と相談させていただき、大上委員と共に判断をするということでご了解を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし—

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。それでは、事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開についての説明をお願いします。

〈事務局：富松〉

本委員会の委員は8名で、本日は8名全員がご出席です。

選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議は成立しています。また、会議の公開等につきまして、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められています。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができます。特に、ご意見等がなければ公開させていただくことと考えています。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されています。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了承願います。

〈定雪委員長〉

会議の公開と議事録の公開につきまして、事務局の説明のとおり取り扱いをさせていただくということでもよろしいでしょうか。

〈委員一同〉 一異議なし一

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

〈事務局：富松〉

傍聴の方はいらっしゃいません。

〈定雪委員長〉

本日の議事に入らせていただきます。

まず、はじめに次第をご覧くださいまして、「次第 4. 報告事項」ですが、初めての方もいらっしゃいますので、芦屋市霊園の概要と近年の使用者募集の状況について説明をいただきたいと思います。また、昨年度の一般墓地と合葬式墓地の募集結果、これについても事務局から報告をお願いいたします。

〈事務局：富松〉 (芦屋市霊園の概要及び近年の使用者募集の状況の説明)

〈事務局：谷川〉 (令和3年度芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果の報告)
(令和3年度芦屋市霊園合葬式墓地使用者募集結果の報告)

〈定雪委員長〉

ただ今の報告事項等につきまして、何かご質問がありましたら、どうぞご質問いただきたいと思います。

〈花木委員〉

合葬式墓地の使用許可件数ですが、ここだけ単位が件となって何体となっていないのですが、目安としては何体くらいでしょうか。

〈事務局：谷川〉

3月時点で、538体の納骨がありました。一体のお骨の大きさは様々です。

〈花木委員〉

体と件の違いとは何ですか。

〈事務局：富松〉

件というのは、お1人の申込みに対して、他所からお骨を持って来られる方や園内で墓じまいして持って来られる方は、お1人が申し込まれてもその中にはご遺骨が2体以上という申込みがあります。ただ申し込みされたのはお1人ですので、1,244件という数え方をしております。収納可能数は4,500体分になりますので、その違いを単位で分けております。実際に谷川が申し上げました538体

というのは、実際に納骨された数で、全員がまだ納骨されていないのかというご指摘もあるかと思いますが、これも生前予約というものがありますし、申し込みして使用許可を受けたからといってすぐにお骨を持ってくる方ばかりではございませんので、使用許可件数と納骨された数というのは、大きな違いが出てございます。

〈天井委員〉

納骨されている場所はコンクリートの塊で、土に還る所ではないですけど、そのあたりはどのようにお考えですか。

〈事務局：富松〉

施設建設に際して、そういったご意見はたくさんございました。物理的な話から申し上げますと、地下水が多く出ていまして、土に還ることが難しい施設となりました。他市も視察に行かせてもらいましたが、やはり水の問題で苦労されていまして。実際には、ほぼ全ての施設がコンクリートで作られていました。今の一般墓の建設の際にも、事前に石材業者さんから設計図が出てくるのですが、霊園の状況もよくご存じで、水が多いというところから、実際土に還らないような構造が多いです。コンクリート製の墓を下に設けて、その上に墓石を組んでいく構造になっております。前を開けて地下室に納める構造になっておりまして、それを大きくしたものが今の合葬式墓地ということでコンクリート製になっております。お骨の保管という意味で、本来の土に還るような構造はできなかったというところでございます。

〈法兼委員〉

大阪の一心寺は、納骨堂が一杯になるとお骨を集めて観音様を作ったりされているので、ここも、もし一杯になって何かというときに、そんな風にすると市民の方も預けられた方も、皆さん納得されるのではないですか。

〈事務局：富松〉

今回この4,500体分と数を決めさせていただいたのも、アンケート結果からこの40年先を見越しての数でございます。この霊園が40年先にどうなっているのかですが、霊園が開設して60～70年経っていますが、まさか共同で入るというお墓ができるなんてことは、60年前は思っていなかったのではないかと思います。それからしますと、40～50年先のお墓の有り方というのはどうなっているのかと、想像が難しいところです。ただ一杯になってきたからといって、他所にどうかしようというつもりはありませんし、新たな施設を設けないといけない時代でしたら、それなりの尊厳を保って、しっかりみなさまのお骨の保管はしていきたいと思っております。

〈守上委員〉

ずっと次年度へ売れなくて残っているお墓があるのですが、中途半端に大きいお墓が残っているということでしょうか？

〈事務局：富松〉

6㎡超すとお墓の単価が高くなるので、6～12㎡は残りやすくなります。それは大きな課題ですが、

墓地が返還されたときに、小さく割れるところは割ったりします。例えば、12 m²の墓地で、間口が4 m、奥行きが3 m、の所でしたら半分に割ったりできますし、奥行きが狭くて横に広いところは細かく割っていきやすいので、現場1墓地ずつ確認して、皆さんのお手元に届くようにしたいと考えております。それでも、残った墓地はどうするのかという課題は残っております。

〈大上委員〉

平成25年以降ここ数年で、写真で見せていただいた道路の整備とか、手摺とか、あとトイレ、休憩所、順次整備しています。昨年度の経過はご説明いただいたのですが、整備したことによって、それまで道が狭い、遠い、危ないということで敬遠されて空いていたところが、ご希望いただけるようになってきているなど、今の状況でも、大きい小さいがあるのですが、霊園全体の場所的に、この辺りが残っているというような特徴的な検証をされているようなことはありますか。

〈事務局：富松〉

まず、場所的なことは、入口から遠いところは敬遠されがちです。この地図でいうと北の方になります。バスで来られる方もいますので、バス停から歩いても行ける範囲を希望されます。また北の方に行きますと坂も急になりますので、歩いては行きにくいということから、なるべく南側の所で求めたいという方が多いかなと思います。ただ南側というのは、初めに開設されたところで、21地区は墓地の面積が大きい地区です。その北の24地区、25地区、16地区、15地区とそのあたりで応募が殺到すると見ております。

整備によることとしては、34地区、36地区は急な坂のところでした。最高部には駐車場がありませんでした。そこで水道のタンクを無くして駐車場3台くらい置けるようにしたことで、お求めいただけるようになりました。また昔から、側溝に蓋が無かったから車が脱輪するということがありました。道路整備の際には、側溝には全て蓋をして、側溝の上も車が通れるようにしており、また安全柵も設置しておりますので、お求めしやすいという声よりは安心して通れるようになったという声のほうが多いのが事実です。

〈定雪委員長〉

それでは、次の議題に移ります。レジュメの5番目、議題として諮問事項「12 m²未満の墓地について」と、「墓地の募集の日程について」、の2つについて、一括して説明を受けたいと思います。その前にこの諮問事項につきまして、審議の期限について確認をしたいと思いますが、事務局のほうではいつまでとお考えですか。

〈事務局：富松〉

このあと募集を9月から開始させていただきたいと思っております。そのためにも9月1日の広報誌に掲載を予定しており、そのためには7月25日が広報原稿の締め切りとなります。それまでに要件を固め、墓地の数を固めないといけませんので、できることなら本日付けでご答申いただければ有り難いと思っております。

〈定雪委員長〉

非常にタイトなスケジュールだということお聞きしました。それは審議の過程で、皆さんの同意を

得ながら決めていきたいと思えます。それでは、諮問事項の説明を一括してお願いします。

〈事務局：富松〉

委員長は一括してとのお話でしたが、1つずつ説明して、1つずつ質問を受けながら説明させていただいて、よろしいでしょうか？

〈定雪委員長〉

そのような形で進めていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし—

〈定雪委員長〉

説明をお願いします。

〈事務局：谷川〉

《諮問事項》(1) ①申込みできる方について説明

〈事務局：富松〉

《諮問事項》(1) ①申込みできる方について補足説明

〈定雪委員長〉

何かご質問はありますか。

〈法兼委員〉ご遺骨がなくても申込できますか。

〈事務局：谷川〉

ご遺骨があってもなくてもお申込できます。ただ、申し込みが抽選になった場合、ご遺骨のある方が優先になります。

〈定雪委員長〉それでは、次の②の説明をお願いします。

〈事務局：谷川〉

《諮問事項》(1) ②複数回当選されなかった方への配慮について説明

〈委員一同〉

—異議なし—

〈定雪委員長〉

それでは、次の③当選者決定の事項について、お願いします。

〈事務局：谷川〉

《諮問事項》(1) ③当選者等の決定について説明

〈委員一同〉

—異議なし—

〈定雪委員長〉

それでは、次の④追加募集について、ご説明をお願いします。

〈事務局：谷川〉 《諮問事項》（１）④追加募集について説明

〈大上委員〉

遡りますが、２ページの②複数回当選されなかった方への配慮の部分に追加募集は含みません、とありますが、追加募集をしても、４回以上の応募に追加募集のカウントは含みませんという意味ですか。追加募集して当選していたら、そもそも使用許可を受けている方になるからですか。

〈事務局：富松〉

一般墓地に応募して落選した方がいたとします。その方は、追加募集で申し込みすることができます。その追加募集で落選された場合は、４回以上のカウントには含まれないという意味です。

〈大上委員〉

結局、追加募集でも競合となって、落選された方になりますよね。一般墓地の募集は競合だから、競合さえいなければ当選しているので（１）①イで申込みできなくなるということで理解しました。

〈定雪委員長〉

それでは、⑤遵守事項について、ご説明をお願いします。

〈事務局：谷川〉 《諮問事項》（１）⑤遵守事項について説明

〈事務局：富松〉 《諮問事項》（１）⑤遵守事項について補足説明

〈大上委員〉

遵守事項アの「原則」というのはどういう意味ですか。

〈事務局：富松〉

例えば、夫婦で旦那さんのご実家のお墓を建てたい。また、奥さんは奥さんのご実家のお墓を建てたい。といったとき、１世帯１墓地であれば１つしか申し込めなくなります。そういった場合に、個別にお聞きして、ご事情をしっかりと理解したうえで、こっちは旦那さんのお墓、こっちは奥さんのお墓と２墓地お申込みいただくことを可能にしたいと思います。２０年位前の芦屋市の条例も、長男しか申し込めないといたものもありましたが、今の時代は核家族化が進んでおり、奥さん側がご両親のお墓を建てたいというお申込みもあります。今のところ、夫婦両方からのお申込みは無かったと思いますが、そういうことも想定されるかなと思いますので、「原則」と入れさせていただいております。今の時点で、想像や想定できないこともあるのではないかと考えています。

〈花木委員〉

今の件に関して、例えば旦那さん側と奥さん側のお墓を申込みたい時に、旦那さんが２人分申込みということも考えられますか。

〈事務局：富松〉

ないことはないですね。

〈事務局：富松〉

例えば、奥さんが先に亡くなっていたとして、奥さん側のご両親を旦那さんがお祀りしたいときに、お墓が必要になってきますし、また、自分の家は自分で欲しいという方もあるかなと思います。

〈大上委員〉

いろいろ出てきますね。

〈事務局：富松〉

個別に事情をお聞きして、判断していかないといけないのかなと思っています。

〈定雪委員長〉

それでは、募集日程について、説明をお願いします。

〈事務局：谷川〉

《募集日程について》の説明

〈定雪委員長〉

募集日程について 12 m²未満の墓地の申込みから使用許可までの手続きの流れについての説明がありました。質問がございましたら、どうぞお願いします。

〈守上委員〉

1年以内に建てなかったら、使用許可を取消すのですか。

〈事務局：富松〉

お墓を建てる時には建設届を出していただきます。建てた所はその書類で確認します。届出がない墓地につきましては、使用者様に連絡して、状況をお聞きしております。高い買い物ですので、すぐに建てなかったとあって、使用許可取消しとはなりません、ほとんど1年以内に建っていると思います。市からも、施工予定や石材業者をお問合せすることや、近年でしたら、コロナの都合による施工延期の要望などのお話も伺いながら、建設に至っているところです。委員がおっしゃったように、条例でも定められており取消しと該当する場合がありますので、慎重に取り扱っているところです。

〈定雪委員長〉

他にございましたら、どうぞお願いします。

〈事務局：富松〉

手元の資料の最終ページに、今までご説明差し上げたものをまとめた横長の資料をご用意しております。ご質問があれば、個々でもまた全体でもお聞きします。

〈定雪委員長〉

募集日程について、特に今の説明でご質問が無いようであれば、全般的な内容でご質問ございましたら、よろしく申し上げます。

〈大上委員〉

今説明のあった基準に対してこうした方が良いという事ではないのですが、懸念されるのは案外仕組みが複雑だったり、いろんなパターンがあったりと、市民の方に分かりにくいところがあるということです。市民の方からよく言われることですが、募集要項などお知らせの中で、追加募集の場合に優先日程があることを漏れのないように、また、できるだけ分かりやすいご案内に努めていただきたい、というのが委員としての意見です。

〈事務局：富松〉

追加募集が分かりにくいのは、「最初3日間は」という表現のことですか。

〈法兼委員〉

そうですね。当選されなかった方に、別途ご案内を差し上げたりしていますか。

〈事務局：富松〉

過去にはご案内していましたが、最近はお案内していません。何度も応募されている方は募集要項を見られてご存じですが、古い表現として残っているのが、5 ページに記載しております、追加募集は1月11日から6月23日の期間で、当選されなかった方は1月11日から13日まで優先に申し込みます、の部分です。こういう表現をすると、「優先」という言葉を理解していない方が1月11日からお申し込みしてくる、誤解を招く表現だと言われています。今回募集案内や、お諮りさせていただいている資料としては、このように表現させていただいておりますが、広報あしやに出す時には、優先ではない人がほとんどですので、その方々に向けて、表現する方法を取っています。具体的に言いますと、「1月14日からお申込みいただけます」の部分ですが、今回1月14日が土曜日になりますので、「1月16日からお申込みできます」という表現で皆さんに分かるようにしています。

〈大上委員〉

先程法兼委員がおっしゃったように、本当にこの優先の対象になる方に向けて、この3日間のことは漏れないようにお知らせしてあげたら良いということですね。

〈事務局：富松〉

当選及び抽選結果は通知いたしますので、その中で、「いつから優先的にお申込できます」というようにお知らせしたいと思います。

〈里村委員〉

申込は郵送方式だけなのですね。必要書類というのはありましたか。

〈事務局：富松〉

お骨をお持ちの方の証明として埋火葬許可書です。埋火葬許可書というのは火葬したときに火葬場

の方が火葬済の証明をしてくれる許可書です。この許可書は、納骨する時にお骨とセットで必ず管理者に提出しないといけないものです。この書類があるということは、お骨をどこにも納めていないことの証明になりますので、ご自宅に保管されている方はその証明として埋火葬許可書の写しを提出していただくことが、まず1つあります。居住要件は1年以上というのがございましたけども、住民票は出してもらわずに、職権で市民課に照会をかけまして、こちらで確認はしておりますので、そこも必要ありません。ただお骨ありのときに、奥さんが改姓して、奥さん側のご実家のお墓を建てたいときに、姓が違うというのが多いかと思いますが、お申し込みの際にその親子関係が分かるものとして戸籍謄本をもらう場合もございます。

〈定雪委員長〉

他にございませんでしょうか。かなりご意見もまた質問もいただきました。それに対する事務局からの回答もいただきました。

今回のこの諮問に対する答申といたしまして、令和4年度の芦屋市霊園12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等についての提案については賛同するというところで、議決をさせていただいてよろしいでしょうか。

〈委員一同〉 —異議なし—

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。それでは、特に募集事項として色々なご意見を頂きましたけれども、答申にはより丁寧な説明ということではないかと思っておりますので、今後の新たな検討の際に参考にしていただいたらということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

〈委員一同〉 —異議なし—

〈定雪委員長〉

最後にその他としまして、何かございましたら事務局お願いします。

〈事務局：富松〉

この会議が終わりましたら、議事録の作成にもかかることになります。議事録の確認も、本来ならば皆さんにご確認いただくことだと思うのですが、ご負担もかかることですので、委員長に一括して確認いただけることでよろしければ、ご賛同いただければと思います。

〈定雪委員長〉

議事録確認について、説明がございました。個々に確認していただくのではなくて、委員長に一任する形に説明があったのですが、そのようにさせていただいてよろしいですか？

〈委員一同〉 —異議なし—

〈定雪委員長〉

これもちまして委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。本日はお疲れさまでした。

以 上